

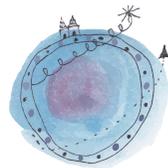
みなさんお元気ですか？秋が深まってきましたね。紅葉の便りが聞かれる頃になりました。私は議員になって15年目に突入、4期目の折り返し地点です。これからも子どもたちはじめ市民の幸せのためにがんばります。今回は読書の秋…ということで図書館に目を向けてみました。

## 2022年オープン予定の 新しい図書館について調べてみた

市民に意見も聞かず決めた駅前への図書館移転には納得がいきませんが、決めたわりには内容が伝わってこないのもモヤモヤします。

新しい図書館が一体どういう図書館になるのか、資料を調べてみました。『亀山市立図書館管理運営の基本的な方針』を見ますと…。

- ①4階建てで床面積は今の約3倍
- ②スタッフが19.8人(現在は12人で図書館司書が3人)
- ③本の蔵書は240,000冊を目指す(現在175,000冊)。
- ④多目的室がある(原画展や写真展、ブックトーク、学習会、ワークショップなどが開催できるようになる)
- ⑤静音・育児室がある(小さな子ども連れの方も気兼ねせずいられる部屋)
- ⑥対面朗読室がある
- ⑦郷土資料コーナーがある(亀山ゆかりの作家の作品など広く展示)
- ⑧開館時間は9時～20時(現在は9時～19時)
- ⑨自動貸出機などの機器を導入



気になったのは郷土資料コーナー。この部屋だけ別にコンサルタントに設計が依頼されています。展示の例に中村晋也氏の彫刻があげられています。詳細は不明ですが重要な位置を占めるようなので注視する必要があると思っています。

計画は細かくたくさんあるのですが、肝心の、館長は誰なのか、職員配置はどうなるのかもわからない。運営を一部民間にも委託するらしいですが何を委託するのかもわかりません。

現在の図書館は窓から樹々の葉が揺らぐのが見えてとても癒されます。館内は小さくとも丁寧に手が入れられており居心地が良いのです。

新しい図書館に何を求めますか？専門的な雑誌がたくさんあるとか、市民ギャラリー機能も豊かであってほしい。地域社会や地域経済を支援するという視点も必要でしょう。

移転に反対の思いがあっても亀山市の大切な文化施設には違いがありませんので良いものとなるようしっかりみていきます。



## 『フラワーデモみえ』その4 性犯罪をなくし安心して暮らせる社会に

刑法の見直しに向けて、大きく4つの課題があることをお伝えしてきました。今回はその最後となります。

### 『対等でない関係における性暴力の深刻さ』について理解されていないこと。

対等でない関係というのは、親子など家族間や、教師と生徒、上司と部下、医師と患者等、いろいろあります。

加害者にとっては力関係を利用するので暴行や脅迫をしなくても性暴力を行うことが可能になり、被害者にとっては被害を訴えることも、相手を罪に問うことも困難となります。その結果、被害は潜在化し、深刻な事態になってしまうのです。ですからこのような関係性(地位関係性)を利用した性犯罪には特別な規定が必要なのです。

また、性暴力は刑法改正だけではなくありません。他の様々な法や制度や慣習と共に、性暴力を生み出す性差別から考え、見直す必要があります。被害者と加害者の間だけの問題とい

うことではなくて、社会の全員が“当事者”なのです。

運動のきっかけは、性暴力加害者に対する無罪判決が相次ぐ中、娘への性的暴行の罪に問われた父親に無罪判決が出されたことでした。「あなたは悪くない。そして1人じゃないよ。」という連帯の気持ちでした。運動はフラワーデモと名づけられ、花を手にした人々が集まり、被害者も安全に声を上げられる場所、聴き合う場所、社会を変える場所として広がりを見せています。フラワーデモみえは、津・伊勢・鈴鹿に加えて、四日市・桑名でも開催されるようになりました。

もう大丈夫という社会になるまで、毎月、ともに花を手に、声を上げます。まだまだ声を上げられない人の分も。

## 『憲法を暮らしに活かす』その6

東京都立大の木村草太教授によりますと、『憲法23条が保障する学問の自由には、①「個人が国家から介入を受けずに学問ができること」と、②「公私を問わず研究職や学術機関が、政治的な介入を受けず自律すること」の二つが含まれる』とのことでした。

憲法を勝手に解釈しては憲法違反をするのが我が国の総理大臣であります。

私たち一人一人がこのことをしっかり記憶に留め、納得のいく説明をせよと求め続ける必要があると考えます。

## みゆきの四季雑感

安坂山でお茶摘みをしました。その昔、亀山で紅茶が盛んに作られていた時代に植えられたものです。台湾の山茶がルーツの紅茶品種で、葉っぱがとても大きく香りも特徴があります。秋なのに柔らかな新芽が吹いていて、良い香りに包まれ熱中して手摘みしました。ほんの少しの体験ですが、お茶をいただく楽しみがまた増えました。



## 新型コロナ対応休業支援金制度の申請期限が延長となりました。

4～9月分は12月末まで、10～12月分は来年3月末までとなりました。前号では古い情報のままお伝えしてしまい、申し訳ありませんでした。

申請が進まない理由として、事業主が休業と認めないため、労働者が申請できない問題も出ています。労働組合や日本共産党の追及を受けて厚労省は、「実態として休業の事実が確認できれば、労働局の職権で休業と認める」としています。オンライン申請も始まりました。ぜひ申請してください。

### 新型コロナ感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276  
月～金 8:30～20:00  
(土日祝は～17:15)

日本共産党  
福沢 みゆき

〒519-0133 亀山市下庄町113-8  
携帯：080-3636-9190  
Email：pettantann@i.softbank.jp